



医療法人 芙蓉会

総合ケアセンター

さんらく

訪問介護ステーション エプロン

訪問介護とは

ホームヘルパー(訪問介護員)が、介護を必要とする方のご自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助や、食事・入浴・排泄・通院などの身体介護をお手伝いします。

ご利用手続き

まずはご相談ください。担当者が詳しくご説明いたします。

居宅サービス計画、サービス等利用計画書の作成を依頼している場合は、依頼した事業所の介護支援専門員、相談支援専門員、市役所障がい者支援課(障がい者の方のみ)へご相談下さい。

営業範囲

●青森市内全域

※それ以外の地域の方は、訪問時の交通費を実費でご負担していただきます。

営業日時

●月曜日～土曜日(8:30～17:00)

※時間帯については、ご相談に応じます。

●原則、日曜、祝日、および12月31日～1月3日は休業日となります。



サービスの内容

身体介護

- 排泄、食事介助
- 清拭、入浴、身体整容
- 体位変換、移動、移乗介助、外出介助
- 起床および就寝介助
- 通院、外出介助



生活援助

- 掃除 ●洗濯 ●ベッドメイク
- 衣類の整理、被服の補修
- 一般的な調理、配下膳
- 買い物、薬の受け取り

家事援助

介護タクシーサービス

福祉車両、又は登録した車両を使い、下記のサービスを行います。

- 通院時のサポート
- 通院以外の外出(買い物支援等)付添い

介護給付費の利用料の他に、移送運賃が別途かかります。

- 1.0kmまで100円、2.0kmまで200円、3.0kmまで300円……
- 21.0kmからは定額2,000円となります。



対象者

- 介護保険法に規定する要介護認定、要支援認定を受けている方
 - 障害者総合支援法による介護給付を受けている方
- ※介護保険法におきましては、介護支援専門員のケアプランへの位置づけが必要です。

障害福祉サービス

居宅介護

居宅において入浴、排せつ又は食事の介護、調理や掃除、洗濯等を行います



重度訪問介護

重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護、調理や洗濯等の家事援助、外出時における移動支援等を行います



同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時や移動時等において必要な情報の提供、視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います

